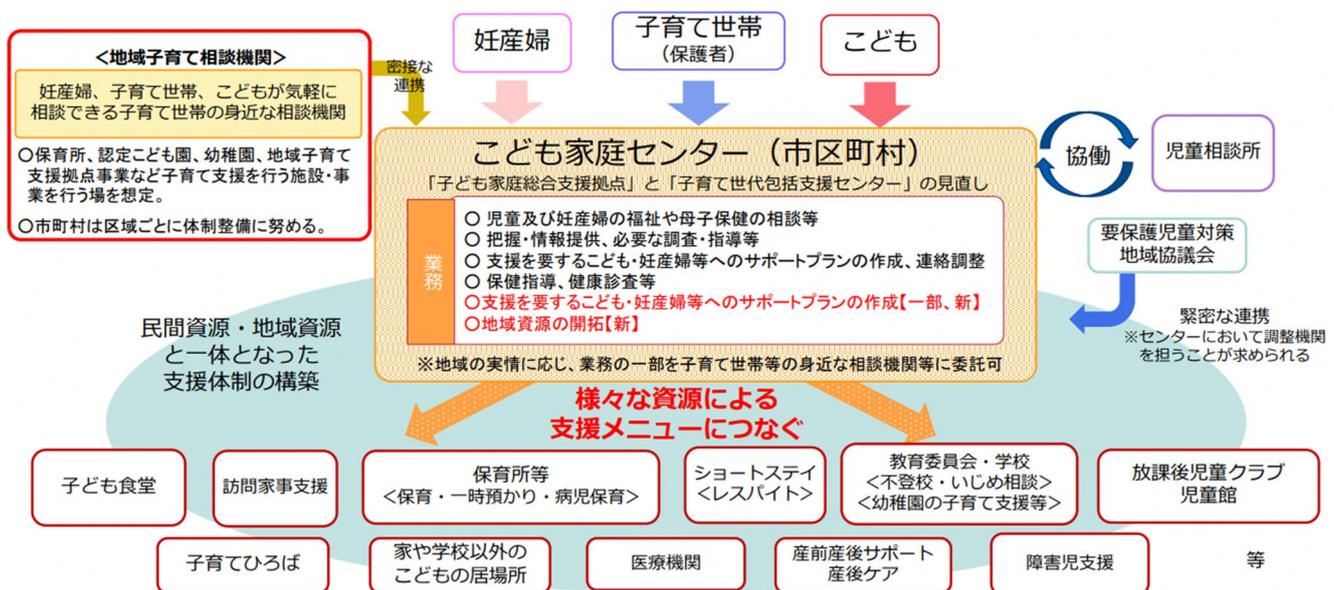


市町村こども家庭センターの設置促進について

令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法により、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村の相談支援体制の強化を図るため、市町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努める、とされた。

⇒府として、令和 8 年度末までに府内全市町村での整備を目指して支援をすすめる。



【令和 7 年 5 月時点での設置済自治体】

35 自治体（府内 43 市町村のうち、設置率 81.4%）

大阪市(24 区)	堺市(7 区)	豊中市		
岸和田市	池田市	吹田市	泉大津市	高槻市
貝塚市	守口市	枚方市	茨木市	八尾市
泉佐野市	富田林市	寝屋川市	河内長野市	松原市
大東市	和泉市	箕面市	柏原市	羽曳野市
門真市	摂津市	高石市	藤井寺市	泉南市
交野市	大阪狭山市	島本町	熊取町	田尻町
河南町	千早赤阪村			

〔 <全国の設置状況（令和 7 年 5 月時点）>
 全国 1,741 市区町村のうち、設置済自治体は 1,240（設置率 71.2%） 〕

(1) これまでの取組と課題

○大阪府の取組み

➤設置済市町村の取組等について横展開

既にこども家庭センターを設置している市町村に対し、設置・運営に関する工夫等についてヒアリングを行い、市町村児童福祉主管課・母子保健主管課を対象とした会議において情報提供。

➤統括支援員実務研修の実施

令和6年度より、事例を取り上げて演習を中心とした実践的な研修を実施。併せて、こども家庭センターの設置・運営等にかかる工夫点や課題等について、共有や情報交換を行う機会としている。

(令和6年度は59名が受講。)

※国調査研究「こども家庭センター設置に伴う要保護児童対策地域協議会の活用状況の実態把握と効果的な運用について」において、以下の課題が指摘されている。

- ・一市区町村のみでの職員（特に統括支援員）の人材育成には限界があること
- ・他自治体との情報交換の機会が不足していること

(2) 今後の取組（案）

○統括支援員実務研修を通じた職員育成の強化

府が実施する統括支援員実務研修については、これまで政令市の統括支援員は一部しか受講出来ていなかったが、政令市を含む府内すべての統括支援員が受講できるよう、研修実施体制を充実する。

※こども家庭センターを設置予定、あるいは設置検討中の市町村職員（指導者としての役割を担う者）も引き続き受講対象。

演習においては、特定妊婦の事例等をもとに議論を深め、母子保健部門と児童福祉部門の連携強化について理解促進を図る。併せて、統括支援員間で課題の共有や情報交換の機会を設ける。

○児童虐待対応力向上を目的とした動画研修の充実

大阪府では、令和4年度より、府内市町村の児童虐待対応力向上を目的として、繰り返し視聴可能な研修動画を作成し、主に市町村児童福祉主管課職員を対象に配信してきたが、今後は、母子保健の知見を深めるための動画を追加するなど内容を充実し、配信対象を市町村母子保健主管課職員に拡大。併せて、政令市および児童相談所設置市にも配信し、オール大阪で活用する。